#### 年 金

### 国民年金の免除制度が 変わります

#### 一多段階の一部 平成18年7月から 納付(免除)制度」が スタート

納付制度」をご利用ください。 いが経済的に困難な場合は、 月額13,860円)のお支払 「保険料の全額免除又は一部 国民年金保険料(平成18年:

# 平成18年6月まで

○半額納付 ○全額免除

# 平成18年7月から

○4分の1納付 ○全額免除

○4分の3納付 ○半額納付

☆ 平成18年度における1か 月の一部納付額は次のとお

	一部納付額	免除される額
4分の1納付	3,470円	10,390円
半額納付	6,930円	6,930円
4分の3納付	10,400円	3,460円

全額免除・一部納付制度には、

所得基準があります。

### (ご注意ください

め、将来の老齢基礎年金の額 合、一部免除が無効となるた 額をお支払いされなかった場 には反映されません。 部納付制度は、

給できない場合があります。 **基礎年金や遺族基礎年金を受** また、万が一のときの障害

#### 問い合わせ

日です。ただし、土日の場

合は、翌営業日となります

期別	納期限
1期	7月31日(月)
2期	8月31日(木)
3期	10月2日(月)
4期	10月31日(火)
5期	11月30日(木)
6期	12月25日(月)
7期	平成19年1月31日(水)
8期	2月28日 (水)
9期	4月2日(月)

18年度介護保険料決定通知書 降に各戸に送付します『平成 変わる方もおられます。 法が特別徴収(年金天引)に でご確認ください。 平成18年10月から、支払方 金、農協は27日、郵便局は25 詳しくは、7月14日(金)以 口座振替日は、銀行、信

## 介護保険

### 平成18年度介護保険料 納付期間のお知らせ

次のとおりです。 いただく皆さんの納付期間は 払い、口座振替)で納めて 介護保険料を普通徴収

### 視覚障害者福祉

る講習会を開催します。 必要な用具を、実際に体験す 本となる補装具や日常生活に 祉関係者を対象に、自立の基 視覚障害者と視覚障害者福

申込み・問い合わせ

松前町社会福祉協議会

985 -320 0

役場福祉課

生活・障害福祉係

までにお申込みください。 参加希望の方は7月10日(月)

7 月 13 日 13時30分~16時 未

### 問い合わせ

場 所

役場介護保険課総務管理係 985-4115

集会室

松前町総合福祉センター

#### 福 祉

【注意】

準備の必要がありますので、

職員

愛媛県視聴覚福祉センター

地域講習会の開催

# 認知症高齢者共同生活介護(グループホー) 整備・運営事業者の選考結果について

でお知らせします。 に審査・検討した結果、次の事業者に決定しましたの 運営事業者について募集していましたが、書類を厳正 認知症高齢者共同生活介護(グループホーム)整備・

整備・運営事業者名

医療法人河辺整形外科

開設予定地

2

1

3

松前町西高柳267

現在の開設予定年月日 平成19年3月1日